

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

平成30年6月1日現在

1. 商品名	輸出信用状取引
2. サービス内容	<p>外国の輸入者との売買契約が成立し、輸入者が海外取り引き銀行にて信用状の発行手続きを終えると、当行へ信用状が通知されます。お客さまは信用状条件に沿って船積を行い、信用状要求書類（船荷証券、インボイス、保険証券など）を当行に持ち込み、輸出手形を振り出し買い取りまたは取り立て依頼を行うことで、輸出代金を回収するサービスです。</p> <p>【概要図】～信用状の通知から輸出代金の回収まで（取り立ての場合）～</p> <p>【概要】</p> <p>①輸出信用状の通知 海外から到着しました輸出信用状をお客さまへ通知いたします。</p> <p>②輸出手形の買い取りまたは取り立て 輸出代金を海外の輸入者から回収します。</p>
3. お申込	<p>①お取り扱いにあたり、当行所定の基本約定書類をご提出いただきます。</p> <p>②輸出手形買い取りまたは取り立て依頼書などにて申し込みいただけます。</p> <p>※買い取りの場合、当行所定の審査がございます。</p>
4. 適用相場	<p>①買い取り：買い取り日の一覽払い買い取り相場（AT SIGHT BUYING RATE）</p> <p>②取り立て：入金日の電信買相場（TTB:TELEGRAPHIC TRANSFER BUYING RATE）</p> <p>※お取り扱い金額が10万米ドル相当額以上の場合、市場実勢に基づく当行所定の為替相場を適用します。</p>
5. 手数料（非課税）	<p>①輸出信用状通知手数料：4,500円</p> <p>②輸出手形買取手数料または取立手数料：5,000円 郵便料：2,000円</p> <p>※お取り扱い内容に応じ、その他手数料や利息などをご負担いただく場合があります。</p>
6. その他留意事項	<p>①国際規則である信用状統一規則、取立統一規則、インコタームズなどに基づきお取り扱いいたします。</p> <p>②信用状に基づかない輸出手形および信用状条件と不一致がある輸出手形は、取り立てとなります。</p> <p>③外為法に基づき、経済制裁対象者との取り引きやイラン・北朝鮮関連のお取り扱いはお取り扱いできません。</p> <p>④一部の支店／出張所／代理店ではお取り扱いしておりませんのでご注意ください。</p>

※買い取りの場合、当行所定の審査がございます。審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合もございますのであらかじめご了承ください。

